

いずれも自主的避難等対象区域（小野町）に居住し、畜産業を営んでいた申立人父は避難せず、申立人母は県外に避難し、申立人子はいわき市に避難した申立人らについて、避難の合理性を認め、平成25年3月分までの避難費用、生活費増加分及び避難雑費並びに申立人母の平成23年分の就労不能損害が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

ア 平成23年分

- (ア) 避難費用（避難交通費）
- (イ) 避難費用（引越費用）
- (ウ) 避難費用（住居費用）
- (エ) 避難費用（面会交通費）
- (オ) 生活費増加費用（二重生活増加費用）
- (カ) 就労不能損害
- (キ) 精神的損害

イ 平成24年分及び平成25年分

- (ア) 避難費用（住居費用）
- (イ) 避難費用（面会交通費）
- (ウ) 生活費増加費用（二重生活増加費用）
- (エ) 避難雑費

2 期間

上記1アについて

自 平成23年3月11日

至 平成23年12月末日

上記1イについて

自 平成24年1月1日

至 平成25年3月末日

第2 和解金額

被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金3,402,822円の支払義務があることを認める。

（内訳）

ア 平成23年分

- | | |
|-----------------|----------|
| (ア) 避難費用（避難交通費） | 12,800円 |
| (イ) 避難費用（引越費用） | 24,040円 |
| (ウ) 避難費用（住居費用） | 282,532円 |

(エ) 避難費用 (面会交通費)	316,800円
(オ) 生活費増加費用 (二重生活増加費用)	300,000円
(カ) 就労不能損害	523,150円
(キ) 精神的損害	280,000円
イ 平成24年分及び平成25年分	
(ア) 避難費用 (住居費用)	385,500円
(イ) 避難費用 (面会交通費)	528,000円
(ウ) 生活費増加費用 (二重生活増加費用)	450,000円
(エ) 避難雑費	300,000円

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第2項記載の和解金のうち金760,000円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 清算

申立人らと被申立人は、第1項1記載の損害項目(同項2記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年8月27日

(仲介委員 秋定和宏)